



® 平成 29 年 3 月 3 日 (金)

No. 14396 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆近時の裁判例から見る不正競争防止法2条
1項15号及び損害論について (1)

- ☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)
- ☆知財高裁開廷一覧 (8)

近時の裁判例から見る不正競争防止法2条 1項15号及び損害論について

溝田・関法律事務所

弁護士・弁理士 溝田 宗司

第1 はじめに

知財関連の法律相談では、例えば、特許権侵害訴訟を提起したことや、競合製品が自社の特許を侵害していることを取引先に通知したいと言った相談や、自社のウェブサイトこれらの事実を通知したいといった相談をしばしば受ける。特許権侵害訴訟というのは、競合他社間で行われるのが一般的であるから、少しでも出足を止めたいというのが提訴側の本

音であろうが、果たして適法と違法の境界はどこにあるといえるのだろうか。

不正競争防止法2条1項15号は、

「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を不正競争行為として規定している。

様々な要件があるが、実務的には「虚偽の事実」が重要である。つまり、どこまでが「虚偽」で、ど



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所

会長 弁理士 岡田 英彦 (訴訟)
パートナー補 弁理士 佐久間 卓見 (機械)
副所長 弁理士 安藤 徹 (物理)
弁理士 太田 直矢 (バイオ)
顧問 弁理士 伊藤 寿浩 (化学)

所長 弁理士 服部 光芳 (機械)
パートナー補 弁理士 矢代 加奈子 (商標)
相談役 弁理士 福田 鉄男 (機械)
米国 弁理士 ロヒト・デワン

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239

URL <http://www.okada-patent.gr.jp>

こまでが「虚偽ではない」のかが重要であるということである。

また、「虚偽の事実」とされて不正競争行為だと判断された場合、誹謗者に過失が認められたとき、どの程度の損害賠償が認められるのだろうか。仮に不正競争行為だと判断されても、認められる損害が僅少なのであれば、ビジネス的に見て告知するという判断だってあり得るから、損害額も極めて重要になる。もちろん、ビジネス的に見て告知するといっても、場合によっては脅迫罪にも該当するので、その点は注意しなければならない。

本稿では、最近の裁判例に基づき、この2点に絞って、解説を行いたい。なお、以下では、競合の営業を誹謗しうる事実の通知について、「被疑誹謗通知」などという。

第2 「虚偽の事実」について

純然たる価値判断の表明については本号の不正競争行為に該当せず、虚偽事実の表明のみが不正競争行為に該当する。もっとも、純然たる価値判断の表明なのか、虚偽事実の表明なのかは微妙なものがあり、多くの判例では、価値判断の要素を含む表現であっても、これを事実に関する表明であると認定して、事実の意義を広く解している¹。

また、虚偽かどうかは、誹謗者の主観、意図も参酌すべきであるが、直接には、告知、流布された事実そのものについて、その受け手になる者が真実と反するような誤解をするかどうかで判断すべきである。とされている²。また、「陳述・流布されている内容全体と当該事実部分との関係、陳述・流布の方法、媒体、範囲等の状況や背景、取引の実情および需要者ないし取引者の有している知識などを総合し、需要者ないし取引者が、その内容をどのような意味内容を有するものとして受け取るかを考えながら、具体的に判断しなければなりません。」とされている³。要するに、受け手に生じる萎縮効果(被誹謗者との取引を萎縮させる効果)がどの程度かということに尽きると思われる。

まとめると、(1)まず純然たる価値判断の表明であれば、そもそも虚偽事実たり得ないので本号の不正競争行為に該当せず、(2)事実の表明であっても、受け手が虚偽と思わないようなときには本号の不正

競争行為に該当しないということである。

ところで、被疑誹謗通知のパターンとしてあり得るのは、①プレスリリースなどの1対多パターンと、②特定の取引先などに個別に通知する1対1のパターンである。一般的には、①のパターンよりも②のパターンの方が、受け手が明確であり、また、受け手に対するメッセージ性がより強いため、萎縮効果が生じやすく、虚偽であると取られるリスクがあるといえよう。

最近の裁判例では、どのような事案でどのように判断されているだろうか。

1 裁判例紹介

(1) 提訴に関するプレスリリース

ア 大阪地裁平成28年10月27日(平成27年(ワ)10522号、平成28年(ワ)636号)

以下のプレスリリースの文章(本件掲載文)が問題となった。

スカイホースジャパン株式会社に対する
提訴について

株式会社エコリカ
代表取締役(掲載省略)

平素はエコリカのリサイクルインクカートリッジをご愛顧いただきありがとうございます。

株式会社エコリカは、2015年10月22日、不正競争防止法に基づき、不正競争行為の差止めおよび損害賠償金の支払いを求めて、スカイホースジャパン株式会社(本社:(掲載省略)/代表取締役(掲載省略))を大阪地方裁判所に提訴しました。

エコリカは、平成21年6月以降、順次、エプソンのインクジェットプリンタに適合する下記のリサイクルインクカートリッジを発売し、その特徴的なパッケージのデザインと品質が全国の消費者に認知され、パッケージのデザインは、エコリカ製品を表示するものとして、周知になっていました。